

## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

### 目標の趣旨

- 歴史的な制度・法律・慣習のなかでつくられた、伝統的・固定的な男女の性別役割分担意識は、少しずつ改善されつつありますが、まだまだ根強く残っており、これらは一朝一夕に変革できるものではありません。女性も男性もともに認め合い、平等に生きるために、政治・経済・社会などあらゆる分野の法律・制度・慣習を変革していく必要があります。
- 市の施策を推進するために、学識経験者などの委員で構成する「野洲市男女共同参画審議会」において、「参画条例」の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査し、市長に意見を述べるとともに、本計画に基づく施策の進捗状況を検証し助言などを行います。
- この行動計画の目的に基づき、施策をより具体化し、計画的に実施するために、「野洲市男女共同参画推進本部」を活用し、市が一体となり、横断的に取り組んでいる庁内の関連部課が連携し、総合的な力が発揮できるよう、推進体制の一層の充実・強化を図る必要があります。
- 男女が安心して働ける環境整備は、市が率先して実践し、男女共同参画関係施策の具体化を図り、市民や事業者、関係団体などが連携する必要があります。
- 男女が個人やグループ・団体活動において、積極的に研修し相互にネットワークを拡げることは、地域活動や社会活動を活性化するためにも重要となることから、主体的に活動できる拠点施設の充実を図る必要があります。また、男女共同参画社会づくりに向け活動するNGO・NPOなどの民間活動団体や事業者など、多様な主体と積極的に連携し、人材に関する情報を活用して、市内でグループや団体の活動が活発に展開されるように育成や支援することも必要です。



## ◆重点課題1 計画推進体制の整備

### ➤ 現況と課題

- この行動計画を推進していくためには、行政だけではなく市民や事業者、NPO、関係団体など、多様な主体による連携や協議により実施していくことが重要です。
- 男女共同参画社会の実現を図るには、社会情勢の変化に対応し、女性自らが自発的にあらゆる場に積極的に参加し自分の意見を述べ、責任を持って、十分に実力を発揮していくことが必要となります。今日では女性の活動の場も広がり、社会参加の機会が増しているものの、すべての女性が実力を発揮しているとはいえない現状があります。したがって、男女がともに主体的に活動できる拠点施設の充実や、男女共同参画社会づくりに向け活動する自主グループなどへの活動支援などにより、男女の社会参加を促進する環境づくりが必要です。
- 市では、男女共同参画社会の形成の推進に向け、男女共同参画推進本部の機能を充実し、この行動計画をより実効性のある取組として、全庁的にさらに円滑な推進を図っていきます。

### ➤ 施策の内容

- (1) 市民参画による行動計画の推進
  - ① 推進状況の公表
  - ② 男女共同参画審議会での取組
  - ③ 行政と市民団体による協働
- (2) 庁内体制の整備
  - ① 男女共同参画推進本部と推進組織の強化
- (3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実
  - ① 拠点施設の充実
- (4) 多様な主体の支援・協力・連携
  - ① 自主活動グループ・団体育成支援
  - ② 多様な主体との連携・協働

## ◆重点課題2 推進体制機能の充実

### ➤ 現況と課題

- 「参画条例」に基づき、市職員への男女平等意識の醸成を図ってきました。市として、行政内部における男女平等、機会均等に向けた指針の活用を促進し、職員が男女共同参画・女性活躍の視点に立った行政施策を企画・推進することができるようさらなる職員研修の実施、充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現については、市だけでは困難なものも多いため、必要に応じ国・県などへ要請するとともに、協力、連携を図っていくことも必要となります。
- 女性を取り巻く社会環境は大きく変化しており、職場や家庭などの悩みごとの内容も多種多様で複雑化してきています。そのため個人的な解決が難しく、また、相談する相手もみつけにくい状況があります。このようなことから、さまざまな問題に悩んでいる女性に対する相談機能を充実させ、生活不安の解消や問題の解決に努めます。

### ➤ 施策の内容

- (1) 庁内機能の充実と職員研修
  - ① 職員研修の実施
  - ② 定期的な調査・研究の実施
  - ③ 情報の確保
- (2) 相談事業の充実
  - ① 相談窓口の充実



## ◆計画推進の目標値

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画

#### ◆重点課題1 女性も男性もともに参画するまちづくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
各種審議会委員などの女性委員比率 (市議会議員、行政委員、自治会も含む)	40.0% (R7)	36.5% (R2)	R2.1.1 現在
女性の自治会長又は副自治会長がいる自治会の割合	20.0% (R7)	14.3% (R2)	R2.4.1 現在

#### ◆重点課題2 多様な選択のできる環境づくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
職場において、「男女間格差がある」とする回答率	20.0% (R6)	38.1% (R1)	
「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」とする回答率	50.0% (R6)	41.1% (R1)	
「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方に「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」とする回答率	80.0% (R6)	71.3% (R1)	そう思わない 51.0%
			どちらかといえばそう思わない 20.3%

#### ◆重点課題3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
「仕事」、「家庭」、「プライベートな時間」の優先度について、「理想」と「現状」が一致する率	40.0% (R6)	27.6% (R1)	
男性が「積極的に家事・育児をすべき」又は「なるべく家事・育児をするほうがよい」とする回答率	95.0% (R6)	90.4% (R1)	積極的に家事・育児をすべき 40.3%
			なるべく家事・育児をするほうがよい 50.1%
男性が育児休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	80.0% (R6)	76.9% (R1)	積極的にとった方がよい 27.9%
			どちらかといえばとった方がよい 49.0%

男性が介護休業を「積極的にとった方がよい」又は「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	90.0% (R6)	85.7% (R1)	積極的にとった方がよい	37.5%
			どちらかといえばとった方がよい	48.2%
家族経営協定数 <sup>※11</sup>	20件 (R7)	15件 (R2)	R2.4 現在	
待機児童数	0人 (R7)	52人 (R2)	R2.4 現在	

基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

◆重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考	
「家庭生活で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	40.0% (R6)	25.0% (R1)	女性	25.0%
			男性	40.5%
「家庭生活が最も不平等である」とする回答率（女性のみ）	10.0% (R6)	18.6% (R1)	女性	18.6%
			男性	10.1%

◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考	
「自治会や地域活動の場で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	40.0% (R6)	22.1% (R1)	女性	22.1%
			男性	43.5%
「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等である」とする回答率	20.0% (R6)	9.3% (R1)	女性	3.5%
			男性	15.5%

※11 家族経営協定制度：家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、労働報酬、休日などの労働条件など、家族みんなが働きやすい就労環境などについて明確なルールの取り決めを行うこと。

◆重点課題3 男女平等教育の推進

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
「学校教育の場で男女の地位が平等である」とする回答率	60.0% (R6)	50.1% (R1)	女性 45.9%
			男性 57.7%

◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

指標	目標値 (年度)	現況値 (年度)	参考
DVを受けたときに相談できる機関を「知らない」とする回答率	0.0% (R6)	26.5% (R1)	



